

規定しています。

#### △町長の責務

町長は町政の代表者として、この基本条例の理念に則り、公正かつ誠実に職務を執行し、まちづくりを推進することを規定しています。また、町の有する行政情報を積極的に提供し、町民と情報を共有して「協働のまちづくり」に努めることや、町政の具体的な事務を担つている町の職員の指揮監督、効率的な行政運営に努めること、職員の能力開発・能力向上に努めることを規定しています。



#### △執行機関の責務

執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)が、それぞれの担う役割について自らの判断と責任の下で事務を執行し、町長による総合調整の下、行政として一体となることで、より効果的にその機能を發揮するよう努めることを規定しています。

#### △職員の責務

町長の補助機関である職員は、町民が町政の主権者であることを

常に認識し、全体の奉仕者として公正かつ誠

実に職務を遂行すること

とを規定しています。

さらに、職務を遂行す

るために必要な知識、

技術等を身に付けたり、

能力向上のため意欲的

に情報の収集や学習に

努めることや、自ら町

民の一員であることを自覚し、各種地域活動に積極的に参加するよう努めることも規定しています。

#### △行政組織

町民にとつて分かりやすく、効率的で機能的なものであるとともに、社会情勢の変化や地域の課題・町民ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう編成することを規定しています。

#### △審議会等

審議会、審査会、調査会その他の付属機関及びこれに類するものに委員については、委員の年齢、性別、職業、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広く人材を登用するよう努めることとしています。会議は原則公開とすることも規定しています。

### 第八章 町政運営の原則

町長及び執行機関の町政運営の原則について規定しています。

#### △町政の運営

情報の共有、町民の幅広い参加、お互いの役割と責務による協働のまちづくりによつて、効率的で公正かつ透明性の高い運営を行うことを規定しています。また、住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるため、P D C A (計画・実施・評価・改善) のマネジメントサイクルを確立します。

#### △説明責任

町は、町民に対して説明責任を果たさなくてはなりません。町政運営に関する政策等について、その政策の立案、実施、評価及び改善にいたる全ての過程において、目的、必要

性等の内容や効果等を町民に分かりやすく説明する責任があると規定しています。また、町民からの意見、要望、提案等に対しても、速やかに事実関係を調査し、誠実な対応をすることも規定しています。

#### △総合計画

町は長期的展望に立ち、総合的で計画的な町政運営のため、議会の議決を経て町の将来像を定めた「基本構想」と「実施計画」からなる『総合計画』を策定することを規定しています。町政運営のため、議会の議決を経て町の将来像を定めた「基本構想」と「実施計画」からなる『総合計画』を策定することを規定しています。

平成12年の地方分権一括法の施行により、従来国が通達等で細かく定めていた法令の解釈について、自治体が自主的な解釈をすることが求められています。このため、町は自主的な法令の解釈及び運用と、自らの判断と責任で条例等の制定に努めることとしました。この目的のため、職員の法務能力の向上に努めることも規定しています。

#### △法務体制

町は、総合計画を踏まえた5年間程度の長期的財政計画を策定し、計画的で健全な財政運営に努めることとしています。町民への説明責任を果たすため、毎年度の予算及び決算の内容や財政状況等について、分かりやすく公表します。なお、予算については、平成15年度から「わが町の家計」という冊子を発行し、全戸配付しています。